

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

【報告】

件名	個人番号利用事務の追加に伴う情報連携及び庁内連携情報の項目追加について
----	-------------------------------------

内容は別紙のとおり

回復期生活支援サービス、徘徊高齢者探索サービス、介護者支援事業参加支援事業については、平成30年4月から、受給者の負担を軽減するため、住民税非課税の者の受給者負担を要しないものとする予定である。当該3事業については、個人番号を利用することで課税証明などの添付書類の提出を不要とできるなど、区民の利便性向上につながるため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に基づき、新たに個人番号利用事務を追加する。これに伴い、事務処理に必要な情報連携及び庁内連携情報の項目追加を行う。

1 新たな番号利用事務

- ・回復期生活支援サービス
- ・徘徊高齢者探索サービス
- ・介護者支援事業参加支援

(資料58-1)

2 特定個人情報保護評価

上記3事業について、対象者が1,000人未満であることから、特定個人情報保護評価のしきい値判断により、評価は実施しない。(参考58-1)

3 庁内連携を行う情報項目及び情報の範囲

資料58-2のとおり

4 情報連携を行う情報項目

資料58-3のとおり

5 利用開始時期

平成30年4月から利用を開始する。ただし、上記4の「情報連携」については、同年11月から開始する予定である。

6 その他

本件「区独自利用事務」については、本審議会へ報告した後、「新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則」に明記する。